桶川市随意契約ガイドライン

総務部契約管財課

令和3年9月

Ver1.3

目次

1. はじめに

1-1 随意契約ガイドラインの策定目的 001
1-2 随意契約ガイドラインの対象 002
1-3 関係法令等 002

2. 契約の基本

2-1 地方公共団体における契約の原則と法的根拠 003
2-2 複数年契約と予算の関係 004
2-3 契約行為と契約準備行為 005
2-4 その他 007

3. 随意契約の留意事項

3-1 入札の可能性 ◇競争入札に付することはできないのか？ 008
3-2 随意契約における留意事項 ◇随意契約の発注に際し考慮すべきこと 009

4. 随意契約の手順

4-1 見積り参加事業者の選定 010
4-2 予定価格の作成 011
4-3 見積書の徴取 013
4-4 随意契約の公表 014

5. 政令第167条の2第1項各号 016

1号 少額の契約(1号) 017
2号 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき(2号) 019
3号 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき(3号) 022
4号 新規事業分野の開拓事業者からの新商品等を調達する契約をするとき(4号) 024
5号 緊急の必要によるもの(5号) 025
6号 競争入札に付することが不利なもの(6号) 027
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約することができるとき(7号) 029
8号 競争入札に付し入札者又は落札者がないとき(8号) 030
9号 競争入札において落札者が契約を締結しないとき(9号) 031

6. 法令集(参考資料)

地方自治法 (§96, §212-214, §234-234の3) 032
地方自治法施行令 (§167-167の16, §121の2) 034
地方自治法施行規則 (§12の3) 039
民法 (§522, §632, §643) 040
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (§7-9) 040
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令 (§5-7) 041
公共工事の品質確保の促進に関する法律 (§7) 043
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 (§2) 045
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令 (§1-2) 046
予算決算及び会計令 (§99,94,102の4) 047
桶川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (全) 049
桶川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (全) 049
桶川市契約規則 (§8-9,13-13の5,14-15) 050
桶川市物品購入等事務処理要綱 (§1-6) 052
桶川市競争入札執行要領 (§16) 053
桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領 (§9-10) 053

メモ欄

１－１．　随意契約ガイドラインの策定目的

１．はじめに

随意契約は、競争入札の方法によらずに、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法です。そのため、競争入札に比して手続が簡略であることから経費面の負担が少なく、また、相手が特定できるため資力、信用、技術、経験等といった相手方の能力を熟知した上で、契約を締結することができるといったメリットがあります。

しかしながら、その一方で、一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約においては、随意契約は例外的方式であり、特に経済性（価格の有利性）では競争入札に劣るため、その運用を誤ると不利な条件での契約に陥る危険性があり、更には相手が固定化されるなど、不適切な契約の執行となる恐れがあります。

市では、随意契約の適正運用を目的として、平成24年1月23日に「建設工事等における随意契約の運用について（地方自治法施行令に規定する随意契約ができる場合）」を策定し、運用してきたところですが、その後も市の財政運営は、一段と厳しさを増し、公金支出の基礎となる契約の手続については、より一層の厳格化が求められる状況となっています。そのため、更なる公共性、透明性を目指し、関係法令等を逸脱した不適切な運用を排除すべく、改めて随意契約に関するガイドラインを見直すこととしました。

本ガイドラインは、随意契約の適正かつ円滑な運用を行うため、標準的な解釈・指針を示すものとして定めるものです。契約業務に携わる職員は、随意契約は、一般競争入札を原則とする契約の例外的方式であること、また、不利な条件（割高な契約）による契約の締結まで容認されているものではないことを常に認識したうえで、競争入札の可能性を追求すると共に、随意契約の安易な運用とならぬよう、また市政に対する市民の信用失墜を招くことのないよう、本ガイドラインを参考として、関係法令を遵守した随意契約の適正執行に努めてください。

１－２．　随意契約ガイドラインの対象

１．はじめに

随意契約ガイドラインは、市が締結する契約※1のうち「地方自治法第9章財務第6節契約」の規定が適用される全ての契約を対象とします。

１－３．　関係法令等

１．はじめに

本ガイドラインでは、引用した関係法令等について、その表記を以下のとおり、略称としています。

○法・・・・・・・・・・・・・・・・・・▶地方自治法
○政令・・・・・・・・・・・・・・・・・▶地方自治法施行令
○自治規則・・・・・・・・・・・・・・▶地方自治法施行規則
○予決令・・・・・・・・・・・・・・・・▶予算決算及び会計令
○入契適正化法・・・・・・・・・▶公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
○入契適正化法施行令
・・・・・・・・・・・▶公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令
○品確法・・・・・・・・・・・・・・・・▶公共工事の品質確保の促進に関する法律
○官公需法・・・・・・・・・・・・・・▶官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律
○長期継続契約条例・・・・▶桶川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
○議会の議決に付すべき条例
・・・・・・・・・・・▶桶川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
○契約規則・・・・・・・・・・・・・・▶桶川市契約規則
○工事約款・・・・・・・・・・・・・・▶桶川市建設工事請負契約約款
○設計約款・・・・・・・・・・・・・・▶桶川市設計業務等請負契約約款
○委託約款・・・・・・・・・・・・・・▶桶川市業務委託契約約款
○物品要綱・・・・・・・・・・・・・・▶桶川市物品購入等事務処理要綱
○入札執行要領・・・・・・・・▶桶川市競争入札執行要領
○入札参加停止要領・・・・▶桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領

※１　【市が締結する契約】
・地方自治法の「第9章財務」の「第6節契約」に、地方公共団体の「契約」に関する規定が定められており、市が締結する契約はこの制約を受けることになります。ただし、ここで言う契約とは、「私法上の契約」と「公法上の契約」の2つに分類されたうちの「私法上の契約（債権契約）」のことであり、「公法上の契約」は、その対象に含まれません。
そのため、当該契約がどちらに分類されるのか判断する必要がありますが、近年、従来の判断と異なる判決が見受けられるため注意が必要です。
※【私法】・・・民法や商法など、私人間の関係を規律するものです。なお、国家・地方公共団体の関係を規律するものを公法と言います。

【条例、規則、要綱（要領）の性格】
・「条例」は、議会が制定する法規であり、法的拘束力があります。また、「規則」については、市長が制定する法規であり、同様に法的拘束力があるものです。一方、「要綱」は、市長等が制定する内規であり、法的拘束力はありません。（「要領」は具体的な細目について規定したものであり、法的性格は「要綱」と同様です。）

２－１．　地方公共団体における契約の原則と法的根拠

２．契約の基本

地方公共団体の契約の原則

地方公共団体の契約の執行については、契約制度の3原則である❶「公正性の確保」、❷「(競争性による)経済性の確保」及び❸「適正履行の確保」に基づき行われる必要があります。中でも特に❸が、契約の本来の目的であり、優先されるべきものです。❶、❷への配慮と共に、契約の機会を逃すことのないよう、❸の実現に努めることが重要です。

①契約方法の原則と随意契約

地方公共団体の契約は、法第234条により、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法により締結するものとされています。つまり、契約については、常に前述の4つの方法のうち、いずれかの根拠に基づくことが必要となります。

また、地方公共団体の契約は、一般競争入札を原則としており、指名競争入札、随意契約及びせり売りについては、政令の規定に該当する場合にのみ限定的に認められているものです。そのため、随意契約が可能な案件であっても、競争入札に付した方がより有利とみられる場合は、一律に競争入札を回避すべきではありません。

②各契約方法のメリット・デメリット

種別	随意契約	一般競争入札	指名競争入札
方法	▸競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して契約を締結する方法をいいます。	▸地方公共団体における契約は一般競争入札を原則とします。 ▸公告により、不特定多数の者を入札により競争させ、地方公共団体にとって最も有利な価格で申込みをした者との間で契約を締結する方法をいいます。	▸資力・信用等について適当である特定多数の競争参加者を選び入札の方法によって契約の相手方を決定し、その者と契約を締結する方法をいいます。
メリット	▸競争入札では選定の基準とすることが難しい資力、信用、技術、経験等など相手方の能力を把握したうえでの選択が可能となります。 ▸手続が簡略であるため、契約担当者の事務上の負担軽減及び効率化に繋がり、経費の縮減が図れます。	▸透明性、競争性、公正性及び経済性の確保並びに機会均等の実現が期待できます。	▸業者の特定により不良・不適格業者を排除できます。 ▸一般競争入札に比べ、手続が簡素で事務処理の負担が軽減されます。
デメリット	▸発注が一部の業者へ偏る危険性があります。 ▸入札に比して競争性が劣るため、不適正な価格等などの不利な条件によって契約が締結される可能性があります。	▸契約までの期間が長いなど実務上の負担が大きくなります。 ▸不良・不適格業者が参加する恐れがあります。	▸指名業者が限定されるため、談合等の危険性があります。 ▸指名業者が固定化される傾向があります。

【契約の３原則】
・地方公共団体における契約では、「公正性の確保」、「経済性の確保」、「適正履行の確保」といった3つの原則を備えることが必要です。更に、このうち「適正履行の確保」が最も重要であり、その「適正な履行」を実現するための手段として、法第234条の2において、特に「監督」、「検査」、「契約保証金」などが規定されています。

【法及び政令の趣旨】
・法及び政令が地方公共団体の締結する契約について、一般競争入札を原則としている趣旨は、「機会均等」、「公正性」、「透明性」、「経済性(価額の有利性)」の確保にありますが、随意契約においても同様に、法の趣旨に沿った対応が必要です。

２－２．　複数年契約と予算の関係

２．契約の基本

複数年度契約と法的根拠

複数年契約では、単年度契約と同様、原則として契約期間における各年度の予算の手当てが必要となります。しかしながら、予算には、「会計年度独立の原則」※1と「予算単年度主義」※2といった考え方があるため、複数年度の契約をする場合には、例外として法に規定された❶継続費（法第212条）、❷繰越明許費（法第213条）、❸債務負担行為（法第214条）、❹長期継続契約（法第234条の3）のいずれかによることになります。その内、❹については、予算の担保がなく、議決を要しないという点において、❶、❷、❸とは性質を異にするものであり、運用には特に注意が必要です。

①継続費

「予算単年度主義」の例外規定であり、履行に数年を要するような事業の経費について、特に必要のある場合には、経費の総額および年割額を定め、予め議会の議決を経ることにより、数年度にわたって支出することのできる経費です。この継続費の制度は、数年度にわたる経費の総額を初年度に一括して議会の議決を経ることにより、その後の年度において自動的に各年度の年割額までは支出権が与えられるものです。

②繰越明許費

「会計年度独立の原則」の例外規定であり、歳出予算の経費のうち、何らかの事情により、年度内にその支出ができない場合において、予算の定めるところにより、翌年度1年間に限り、繰り越して使用する経費のことであり、議会への報告を要します。

③債務負担行為

「予算単年度主義」の例外規定であり、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれているものを除き、将来にわたる債務の負担を約束する行為のことです。将来における歳出は、その年度毎の歳入歳出予算から支出されるものですが、将来にわたる支出義務について議会で審議し予算で定めるものとされています。

④長期継続契約

「予算単年度主義」の特例であり、債務負担行為や継続費の手続きを要さず、複数年度に渡る契約を締結することができる制度です。これは、後年度にわたって長期間、継続される契約ですが、あくまで契約のみであり、各年度の予算を義務付けるものではありません。そのため、原則として債務負担行為は必要なく、また、契約は長限りで行い、議会の議決も必要ありません。なお、対象は、法第234条の3で定めるもの（電気・ガス・水道・電話の契約及び不動産の借受契約）のほか、政令で定めるものとして、長期継続契約条例で定めた契約が対象となります。

【自動更新に関する考え方】
・桶川市監査委員より「令和3年3月26日付け桶監第31号」にて、自動更新についての指摘がありました。その内容は、自動更新について否定するものではありませんが、指摘の趣旨を踏まえ出来得る限り、自動更新は避け、適切な契約期間を設定した有期契約とした上で、定期的に精査・見直しを実施する機会を確保すべきです。

【長期継続契約と自動更新】
・長期継続契約は、長の債務負担設定義務を解除する「契約のみの特例」です。よって、後年度予算の裏付けは無く、原則として、翌年度以降の予算措置を義務付ける「自動更新条項」を設けることはできません。「自動更新条項」を付する場合は、「債務負担行為を設定」するか、「解除条項（文例：翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する）」を設定し、予算の義務付けを解除する必要があります。

※１【会計年度独立の原則】
・その年の歳出はその年の歳入をもって充てるという原則。支出の原因となる契約その他の行為（支出負担行為）は、予算が予算として存続する「当該年度中に」行わなければなりません。

※２【予算単年度主義】
・議会における予算の議決は、毎会計年度行い、翌年度以降の予算を拘束できないとする原則

２－３．　契約行為と契約準備行為

２．契約の基本

地方公共団体における契約の成立時点

契約は、当事者による意思表示の合致により成立するものであり、民法では、「申込み（相手方の承諾があれば契約を成立させる意思表示）」と「承諾（申込みを受けたものが契約成立のためにする意思表示）」がその成立要件となります。

しかしながら、地方公共団体の契約については、法第234条第5項において、契約書を作成する場合については、契約書の作成時点で契約が確定する※1といった規定があり、この点で民法の原則とは異なるため注意が必要です。

①「申込みの誘引」「申込み」「承諾」の分類

・契約の成立要件は❷「申込み」と❸「承諾」ですが、その「申込み」を引き寄せるための行為を❶「申込みの誘引」といいます。

競争入札や随意契約において、それぞれ❶❷❸に該当する行為については下表のとおりとなります。

（入札・随契における段階別行為分類）

契約に至る過程	指名競争入札	一般競争入札	随意契約
❶申込みの誘引	指名通知の発送	公告	見積書の徴取依頼
❷申込み	入札	入札	見積書の徴取（提出）
❸承諾※1	開札	落札者決定	契約相手の決定の判断

▸表は、契約書を作成する場合について、示したものです。

②契約書の作成と契約の成立時点

・民法では、双方の意思表示が合致した時点で契約成立となりますが、地方公共団体の契約については、法の規定により契約書が作成された時点とされています。

ただし、地方公共団体の契約では必ずしも契約書が作成される訳ではなく、契約規則において、契約書の作成を省略できる場合※2の規定があり、契約書を作成しないケースも存在します。その場合は、民法の原則に従い両者の意思の合致時点が契約の成立時期ということになります。

③入札における自動落札と随意契約の違い

入札（指名競争入札の場合）については、入札者のうち、原則として、最低価格入札者が自動的に落札者（自動落札）となります。

一方、随意契約では、最低価格の者が自動的に契約相手となる訳ではなく、見積書の内容を検討し、価格その他から見て適当な者と判断し、市が「❸承諾」をした時点で契約相手となります。

※１【契約書作成時における承諾の意味】

・例えば、契約書を作成しない場合においては、入札に付し落札決定された時は、その時点で契約が成立すると解されます。

一方で、契約書を作成する場合は、落札決定だけで契約は成立せず、この段階ではあくまで意思表示の合致が確認され、契約の予約がされたものであり、契約書が作成された段階で契約成立となります。（契約書作成時は承諾の段階では契約は成立せず、あくまで予約と解されます。）

※２【契約書の作成が省略される場合】

・契約の内容が軽易で、履行が容易と認められる場合で、契約金額が100万円を超えないときは、契約書の作成を省略し請書等での対応が可能です。（契約規則第15条）

なお、請書は契約書と性質を異にするものであり、地方公共団体の契約の成立に不可欠なものではありません。

④契約行為と契約準備行為

・契約行為とは、競争入札であれば、「入札の執行（開札）」以降の行為が、また、随意契約であれば、契約の意思表示（契約起案）がこれに該当し、「予算成立前」及び「新年度会計予算における会計期間開始前」の時点においては、法解釈上、これらの行為を行うことは出来ません。

一方で、入札においては、「入札公告」及び「指名通知の発送」までが、また、随意契約においては、「見積書の依頼」及び「見積書の徴取（提出）」までが、契約準備行為にあたり、これらについては、予算成立前であっても実施することができます。

⑤市が実施する準備行為

・予算成立前における入札公告等の実施は、違法ではないものの議会軽視と捉えられかねないため、市では厳格に対応しています。特に、入札における「公告」及び「指名通知の発送」については、入札の性質上（自動落札）、予算議決前の実施は控えているところです。

ただし、随意契約においては、契約相手の決定プロセスが入札と異なる（自動落札ではない）ことから、早急に契約を締結する必要があるときなど、真にやむを得ない場合に限り「見積書の依頼」、「見積書の徴取（提出）」及び「契約締結起案の決裁」までは実施が可能です。なお、予算の議決前は、当該随意契約の起案に、「予算が成立しない場合は実施しない」旨の記述を加え、更に契約締結に係る起案の施行日及び契約日は4月１日以降となります。

（契約行為と準備行為に関する整理）

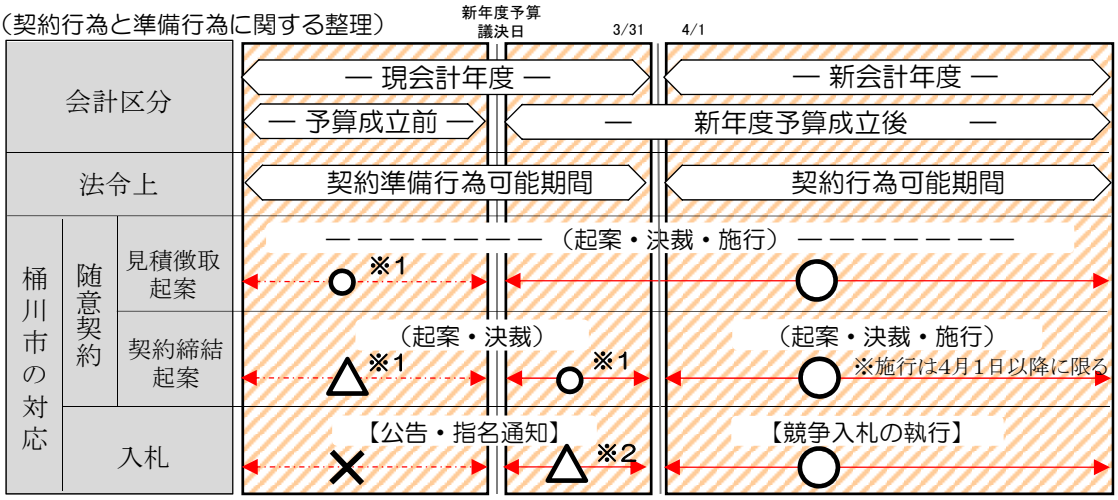

【入札における各団体の対応状況】

・【桶川市】 ・・・・予算成立前は、競争入札において「申込みの誘引」にあたる「一般競争入札の公告」、「指名競争入札の指名通知の発送」については実施していません。

・【埼玉県】 ・・・・「予算が成立しない場合は未実施」との条件を追加し、入札公告等について、予算成立前から実施しています。

・【国】 ・・・・・・・・一般競争入札において、開札を行い、落札候補者の決定まで予算成立前に実施しているケースもあるようです。

※一般競争入札は、落札候補者の決定後、条件審査を実施した後に、落札者として決定するといったプロセスとなるため、落札候補者の決定時点では契約は成立していないといった考えに基づくものです。

※１ 【見積書徴取及び契約締結の起案日等】

・予算成立前における「申込みの誘引」にあたる見積書の徴取依頼及び「申込み」にあたる見積書の徴取については、契約の準備的行為であり、単なる契約の申込みにすぎないことから、起案に「予算が成立しない場合は未実施」との条件を付した上での実施が可能です。また、契約締結に係る起案については「議決前の起案」及び「4月１日前の決裁」が可能ですが原則、起案日は議決後として下さい。

なお、これらの扱いは、予算の議決を待っては十分な見積期間をとることができない場合や事務執行にあたり支障をきたす場合など真にやむを得ない場合に限定すべきです。

※２ 【新年度開始前の入札準備について】

・市では、新年度開始前の一部の入札準備行為（公告・指名通知発送）について過去に実施した経緯はありませんが、埼玉県が実施しているように、法的には問題ありません。今後、真に必要な場合での選択肢の一つとして、本市においても実施を検討する必要があると思われます。

２－４．　その他

２．契約の基本

①議会の議決

・契約の種類及び金額によっては、法に基づき議会の議決が必要となりますが、これは随意契約においても例外ではありません。議決対象の案件について、議決を経ずに締結したものは無効と解されています。

（議会の議決を要する契約）

対象	○工事又は製造の請負	○財産の取得又は処分 ▸不動産、動産の買入れ・売払い ※土地の場合は、1件の面積が5,000㎡以上 ▸不動産の信託の受益権の買入れ売り払い
金額（予定価格）※税込	1億5,000万円以上	2,000万円以上
根拠法令	議会の議決に付すべき条例	
	・法第96条第1項第5号 ・政令121条の2第1項別表第三	・法第96条第1項第8号 ・政令121条の2第2項別表第四

②議会議決案件の契約成立日

・議会の議決を要しない契約の場合、契約成立時期については、法第234条第5項により、契約書作成時点（契約書を作成する場合）と規定されていますが、議会の議決を要する契約において作成する仮契約書では、その取扱いが異なります。議会の議決前に作成する仮契約書は、あくまで「契約の予約」であり、「停止条件付契約」といったものではないため、この時点で効果の発生はありません。つまり、議会の議決を要する契約の成立日は、「議会の議決日」となり、議決されるまで一切の権利義務は発生していないものとなります。

③契約と行政処分との違い

・契約は、法的な立場が対等な当事者間に、法律関係（権利義務関係）を成立させるものであり、地方公共団体に於いての契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法により締結されます（法第234条）。

一方、行政処分は、法律に定める要件の下で、一方的に相手方に権利義務関係を設定することのできるものであり、指定管理者制度における指定などがこれにあたります。なお、指定管理者制度においては、「契約書」ではなく「協定書」を作成することとなりますが、これは、「指定」という行政処分の附款であり、請負に関する契約書とは異なります。

④契約書の作成と省略

・地方公共団体の契約における契約書作成の要否については、特段、法令の定めはありませんが、後日の紛争発生防止の観点から原則、作成すべきです。なお、事務処理上の負担等を考慮し、一定の条件に該当する場合について「契約書の作成を省略することができる※1（契約規則第15条）」としています。

しかしながら、その場合にも原則として、契約の適正な履行を確保するため、同条第2項において、請書等の書面の徴取※2をするものとしているため注意が必要です。

※１【契約書の作成を省略することができる場合：契約規則第15条）】

①「契約の内容が軽易」かつ「その履行の確保が容易」と認められる契約で、契約金額が100万円以下	
②物品の売払いにおいて、買受人が直ちに代金を納付し、物品を引取るとき	
③国・地方公共団体・その他公共団体との契約	⑥電気、都市ガス、水の供給
④郵便切手、郵便はがき、収入印紙等の購入	⑦電気通信役務の提供を受ける契約
⑤購入価格の協定がある物品の購入	⑧市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

※２【請書等の書面徴取】

・契約書の作成を省略する場合、特に軽易な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準じる書類を徴する必要があります。

３－１．　入札の可能性

◇競争入札に付することはできないのか？

３．随意契約の留意事項

入札に付する可能性の追求

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約における例外であり、政令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ限定的に認められているものです。そのため、随意契約における該当要件の合致をもって、漫然と随意契約にするのではなく、まず、競争入札に付する可能性についての調査・検討を行うことが必要です。特に、過去から継続して随意契約としている場合などは、既に随意契約の要件を満たさなくなっている可能性もあります。常に法令・制度の変化や他団体の対応状況など必要な検証を行い、不適正な随意契約とならないよう注意してください。

①仕様・規模による検討

▶仕様書等の見直しの余地

・内容（仕様）の変更や業務の分離・分割・統合等により、競争入札に付する余地がないか。

▶分割発注の妥当性の検証

・合理的な理由もなく、意図的に案件を分割し、少額随契（1号）に該当するものとして随意契約としていないか。

▶追加工事の妥当性の検証

・入札が可能な追加工事について、妥当性を検証することなく随意契約（6号）として本工事の受注者に発注していないか。

▶長期継続契約等の検討

・長期継続契約や債務負担行為に該当するものを単年度に分割し、随意契約（1号：少額随契）としていないか。また、入札により新たな受注者が決定するまでの年度当初の随意契約（前年度受注者との短期契約）について、「長期継続契約等の活用」や「契約開始時期及び期間の見直し」により回避することはできないか。

②随契理由の妥当性

▶唯一性の確認

・必要な調査を行った上で、契約の相手方は、他に存在しないと言えるのか。また、品質、機能等において同一の物件は存在しないと言えるのか。

▶経年による随契理由の陳腐化

・毎年度、繰り返し行われる随意契約において、経年による参入事業者の増加や法令改正などにより、随意契約理由が合理性等を欠くこととなっていないか。特に、特許など特殊な権利や技術を所持することを随契理由にしている場合、既に同種の業務で一般化されていないか。

▶他団体の対応状況についての確認

・国の施策によるものなど、複数の団体で類似案件を取り扱っていると想定される場合について、他の自治体等で競争入札としているケースはないか。

③日程調整等による入札の可能性

▶入札スケジュールの確認

・「予定されている入札スケジュールでは調達が間に合わない」等の理由で随意契約（5号）としている場合、「新たな入札スケジュールの設定」又は「入札日程の短縮」により競争入札に付する余地がないか。

▶不落随契の妥当性の確認

・入札の執行条件として「不落随契あり」とした案件について、入札時期を早めることで再度公告入札に付する余地がないか。また、単に入札事務の遅れが、その要因となっていないか。

３－２．　随意契約における留意事項

◇随意契約の発注に際し考慮すべきこと

３．随意契約の留意事項

①有利性等の説明責任

・随意契約については、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、個々具体的な契約ごとに合理的に判断することが必要になります。特に、競争入札による競争性を犠牲にしてまで、随意契約とする訳ですから、第三者が納得できる合理的理由（経済性、緊急性、技術面）が不可欠です。単に、「過去の実績」、「業務に精通している」、「業務内容を熟知しており信頼度が高い」、「業務が特殊である」等を理由に随意契約とすることは適切ではありません。総合的に判断して、随意契約によることの有利性や得られる効果などについて説明することが必要となります。

②特命随意契約の理由

複数の者から見積書を徴取する「競争見積方式による随意契約（競争随意契約とも言う。）」に対し、1者から見積書を徴取する随意契約を「特命随意契約（特命随契）」と言います。

特命随契については、その適用が真に必要な場合に限定されるべきものであり、特命随契とする合理的理由や適用経緯等について明らかにする必要があります。

例えば、特殊技術・機器・設備を有することが随契理由となっている場合などは、他に選定可能な業者がいないことを明らかにしなければなりませんし、また、契約相手が主要業務を再委託している実態はないかなどについても、調査する必要があります。

③遂行能力の調査と他者比較の必要性

政令167条の2第1項各号に該当する要件を満たし随意契約とすることに問題がない場合でも、契約相手となる者に対し、遂行能力の有無等の必要な調査を怠り、契約に合理性を欠くとして違法な随意契約であると認定されたケースがあります。

随意契約は、履行の確実性を期待し選択されるものであるため、特に、事業者の「業務遂行能力についての調査」及び「他の業者と比較検討」が重要となります。

④技術提案による企画の競争について

価格のみによる競争がふさわしくない事業については、企画競争（プロポーザル方式・コンペ方式）を行うこともできます。その場合は、公平性、透明性を確保するための措置を講じて下さい。なお、プロポーザル等による契約は、2号随契の適用となります。

⑤データ等の帰属

調査、計画、設計（基本・実施）や電算システムなどの契約における作成データについては、可能な限り市に帰属する旨を特記仕様書に定め、後続する業務がデータの帰属を理由として、現行業者の特命随契となることのない様、また競争入札に付することができるよう努めて下さい。

【随意契約の再委託】

・市の工事については、約款において、全部又は主要部分の再委託を禁止しています。また、委託等においても約款で、予め発注者の書面による承諾を得た場合等を除いては、原則として全部又は一部の再委託を禁止しています。

よって、随意契約で再委託の必要性が生じた場合は、その業務範囲、金額及び再委託等を行う相手方の名称・住所等を委託業者から書面等で提出させるなどして、随意契約とした合理性及び妥当性が、再委託により損なわれることがないか十分に確認する必要があります。

【法令に違反した随意契約】

・随意契約の制限（各号の適用条件）に関する法令に違反して締結された違法な契約についても私法上、無効になるものではありません。

ただし、法令違反が明らかな場合や相手が随意契約の方法では当該契約ができないことを知っていた、又は知りえた場合などで法令違反が誰の目にも明らかな場合に限り、無効になるものと考えられています。

４－１．　見積り参加事業者の選定

４．随意契約の手順

見積書依頼事業者の選定方針

見積書を依頼する事業者の選定については、❶「市内事業者の受注機会の拡大」及び❷「中小企業等の受注機会の確保」といった市の基本的な考え方に沿って実施する必要があります。※市内事業者の優先については、市内経済の活性化や災害時における地域の守り手の確保等を目的としています。

①市内事業者等の優先的選定

地元企業の育成及び地域経済活性化を図るため、競争性を担保しつつ、原則として市内業者を優先して見積合わせの対象事業者として選定してください。

②競争入札参加資格者名簿登録者の原則

随意契約であっても、原則として「競争入札参加資格者名簿※1」に登載された者から選定して下さい。同名簿は、不信用、不誠実な者を除外するため、事前に競争参加者個々の経営状況、保有資格、実績等をチェックしたうえで作成されており、履行の確実性がより高まるものです。

なお、特別な事情（特殊性等）がある場合には、名簿外からの選定を禁止するものではありませんが、未登録業者の選定については、履行能力等の調査を実施するなど慎重に対応して下さい。

③桶川市小規模工事契約希望者登録制度の利用

技術的内容が比較的軽易で、履行の確保が容易であると認められる設計金額（税込）が130万円以下の工事については、「桶川市小規模工事契約希望者登録制度」を活用した発注に努めてください。本制度は、市内の小規模事業者の受注機会を拡大することにより、市内経済の活性化を図ることを目的としているため、「桶川市建設工事等競争入札参加資格者名簿」の登録事業者は、対象外となります。

なお、受注者の決定においては、競争が原則となります。本制度はあくまで、「小規模工事契約希望者登録名簿」に登載されている者に対し、積極的に見積参加の機会を与えるものであり、契約を約束するものではありません。

④物品の購入及び借入れに当たっての官公需法に規定する中小企業の優先

・物品要綱第2条第3項では、物品の購入及び借入れについては、官公需法で定義する中小企業者※2を優先するよう規定されています。

⑤入札参加停止措置による相手方の制限

・市では、災害等の緊急時や特殊の技術を要する場合など、真にやむを得ないと認められる場合を除き、入札参加停止となっている事業者との随意契約を禁止しています。（入札参加停止要領第9条）。

また、入札参加停止となっている事業者が下請け及び再委託先となることも禁止となっています。（同要領第10条）

※１「競争入札参加資格者名簿」
・「競争入札参加資格者名簿」とは、「桶川市建設工事等競争入札参加資格者名簿」「桶川市物品売買等競争入札参加資格者名簿」をいいます。

※２「官公需法で規定する中小企業者」
・官公需法では、資本金や従業員数の上限を示し、その範囲内のものを「中小企業者」と定義しています。例えば、小売業であれば資本金5千万円以下又は従業員数50人以下、ソフトウェア及び情報処理サービス業であれば資本金3億円以下又は従業員数300人以下を中小企業者としています。これは、中小企業法でいう「小規模企業者（従業員数20人以下）」とは規模が異なるため、注意が必要です。

【小規模工事の対象者】
・小規模工事については、「桶川市建設工事等競争入札参加資格者名簿」に登録のある者を見積参加の機会から除外するものではありません。

４－２．　予定価格の作成

４．随意契約の手順

予定価格

・予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する際に、その契約金額を決定する基準として、予め作成する見込価格のことです。

法や政令では、予定価格について明確な規定はありませんが、①予算の確認、②経済性の確認、③契約金額の妥当性の確認において重要な役割を果たすものであり、市ではその決定方法等については、契約規則で明確に規定しています。

①予定価格の作成の重要性

競争入札における予定価格の作成は、落札の基準となるため非常に重要となります。また、随意契約においても「議会の議決を要する契約の締結及び財産の取得又は処分の基準」や「少額随契（１号随契）の基準」となるため、競争入札と同様に重要です。

なお、契約規則において予定価格の作成が義務付けられており、予定価格の作成を省略することはできません。

②予定価格と予定価格調書

法令上、予定価格の作成は省略できないと解されていますが、「予定価格の作成」と「予定価格調書の作成」は同義ではないため、予定価格調書については、省略可能です。

例えば、切手や収入印紙など、予め金額が明確になっている場合や、少額な契約の場合等においては、その事務負担を考えると、予定価格調書を作成することが合理的ではない場合があります。そのような事務負担を軽減するため、市では令和3年に関係規則を改正し、予定価格が1号随契（少額随契）の範囲内のものについては、原則として、「予定価格調書の作成を省略できる」ものとしました。

勿論、予定価格調書を省略できるとした場合でも予定価格の作成は必要ですが、当該随意契約案件の決裁文書に予定価格を明記する等の行為をもって予定価格の作成とみなすことが可能です。

【予定価格作成の法的根拠】

・国は、予決令第79条において予定価格の作成を明確に規定しています。その一方で、地方公共団体においては、法の中で「予定価格」という文言は多く用いられているものの、法及び政令において、「予定価格」の設定基準や決定方法等に関する具体的な規定は存在しません。これは、法が地方自治制度の全般を規定し、細部については、各地方公共団体の規則に委ねるといった性質からくるものであると推測されます。そのため、地方公共団体における予定価格の決定方法等については、当該団体が独自に規則等で定めています。

【国における対応】

・国では、随意契約の予定価格について、過去に大蔵省主計局長から通知（蔵計第4438号：S44.12.17：随意契約による場合の予定価格等について）が発出されています。

この中で、「予定価格調書その他書面による予定価格の積算を省略し、又は見積書の徴収を省略してさしつかえない」場合として次のケースが示されています。

❶法令に基づき取引価格（料金）が定められていること等の事由により特定の取引価格（料金）によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるもの

❷予定価格が100万円を超えないもので、各省庁の長が予定価格調書等による予定価格の積算、又は見積書の徴取を省略しても支障がないと認めるもの

ただし、前述の場合においても、次の措置を講じて、契約事務の適正化を図るものとされています。

①予定価格調書等による積算を省略した場合でも職員により書面による予定価格の積算を行い、その積算資料を当該決議書に添付する。

②見積書の徴取を省略する場合でも、必要に応じて、職員による口頭照会による見積合わせ、市場調査等を行い、決議書に添付する。

③予定価格の作成者（決裁権者）

予定価格（調書）の作成者（決裁権者）は、桶川市事務決裁規程において、契約方法及び予定価格の金額により以下の表のとおり規定されています。

また、1000万円以下の予定価格の決定者については、1号随契の額を境界値としています。

（予定価格調書の作成者（決裁権者））

予定価格（税込）＼契約方法＼決裁権者	契約方法		
	入札	随意契約	
		入札案件にかかる付帯工事（6号随契）※1	左を除く
3,000万円超	市長		
3,000万円以下～1,000万円超	副市長		
1,000万円以下のうち、少額随契（政令167条の2第1項第1号：契約規則第13条）の額を超えるもの	入札所管部長		発注課所管部長
少額随契（政令167条の2第1項第1号：契約規則第13条）の額以下			発注課所属長※2

【歩切り】

・「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」です。品確法第7条第1項第1号では、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施行の実態等を的確に反映した積算を行うことにより予定価格を適正に定めること」とされているため原則、歩切りは、違法となります。

※１【入札案件の付帯工事】

・入札を実施した工事に付帯する6号随意契約については、本体契約に引続き、入札所管課が契約事務を担当するため、入札における場合と同様に、1000万円以下の予定価格調書の作成は、契約所管部長の専決事項となります。

なお、この場合は、予定価格の額に関係なく全て予定価格調書を作成するものとします。

※２【予定価格調書の作成省略】

・少額随契で規定する額の範囲内の随意契約については、予定価格調書の作成を省くことが可能ですが、条文規定は、あくまで「作成を省略することができる」とした任意規定です。予定価格調書の作成を省略することで問題が生じる恐れがある場合や省略することが合理的であるとまでは言えない場合等において、作成を妨げるものではありません。

４－３．　見積書の徴取

４．随意契約の手順

見積書の徴取

提出された見積書（ここでいう見積書は、積算のために徴する「参考見積り」ではなく、「契約の申込みに当たる見積書」のことです。）に対し、発注者である市が承諾（契約書作成の場合は、双方が押印）した段階で契約成立となります。

通常は、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書を提出した者と契約しますが、随意契約では価格のみによらず、価格以外の条件等を含め、最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とすることも可能です。

①複数事業者からの徴取

公正を担保し、経済性を確保するため、競争の理念に基づき見積書は複数の業者から徴取してください。ただし、複数の者から見積書を徴取することが適当ではない場合も存在するため、全てにおいて義務付けるものではありません。

（随意契約における見積徴取数一覧）

<table>
<tr><th colspan="2">種別　＼　金額（予定価格：税込）</th><th>5万円未満</th><th>5万円以上
10万円未満</th><th>10万円以上</th><th>1号随契金額
※参考</th></tr>
<tr><td colspan="2">建設工事</td><td colspan="2" rowspan="3">1以上</td><td rowspan="6">2以上</td><td>130万円以下</td></tr>
<tr><td rowspan="3">委託</td><td>設計・調査・測量</td><td rowspan="3">50万円以下</td></tr>
<tr><td>土木施設維持管理</td></tr>
<tr><td>その他の業務</td></tr>
<tr><td rowspan="3">物品等</td><td>物品購入</td><td rowspan="2">要しない</td><td rowspan="2">1以上</td><td>80万円以下</td></tr>
<tr><td>借入れ</td><td>40万円以下</td></tr>
<tr><td>印刷製本　※製造の請負に該当する場合</td><td colspan="2">1以上</td><td>130万円以下</td></tr>
</table>

・契約規則第13条の2　・入札執行要領第22条　・物品要綱第9条1・2項

②見積依頼書の作成

事業者に見積書を求める場合は、公正性を確保するため、口頭ではなく、発注業務や物品についての仕様や提出期限等を明確に示した見積依頼書を作成するよう努めて下さい。

③同価の見積書への対応

同価の見積書が2者以上あるときの取扱いについては、特に法令上の規定はなく、契約担当者が判断することとなります。

具体的には、❶「同価の見積りをした者から再度見積書を徴取する」方法、競争入札の場合と同様に❷「くじ引きを実施する」方法、また、価格以外の条件での優劣を基準に選定することも可能であるため、❸「相手方の資産、信用、能力等を検討調査して決定する」方法などがあります。

いずれにしても契約手続の公正性を担保した適切な方法を選択することが求められます。

④見積書の日付け等

見積書の提出方法や提出期限（期間）等について、例規等に特段の規定はありませんが、見積り合わせに対しての疑念が生ずることのないよう、公平性への配慮は必要です。見積書の日付（提出日）を事業者間で統一する必要はありませんが、特に市が指定する期限内での提出については、徹底して下さい。また、「市提供の見積書式の使用」、「封入封緘しての提出」「複数職員立合いでの一括確認」なども公正を確保するための有効な手段となります。

⑤見積書の情報公開

提出された見積書は、公開できない特別な理由がある場合を除き、原則、情報公開の対象となります。見積書を徴取する事業者に対して、事前に周知しておくことが必要です。

【見積書取得後の交渉】

・交渉の結果、「見積金額」よりも低廉な価格で契約した場合も有効であり、契約上、問題はありません。

４－４．　随意契約の公表

４．随意契約の手順

随意契約に関する公表

随意契約に関する公表義務の対象は、❶「予定価格250万円超の公共工事」と❷「3号及び4号随契」の2種類です。その根拠規定は、前者が入契適正化法であり、後者が政令（167の2①ⅢⅣ）となります。

①入契適正化法による公表

入札・随意契約ともに、予定価格250万円超の公共工事（建設工事）の契約は、入契適正化法施行令の規定により、「発注見通し」と「契約締結事項」の公表義務がありますが、特に、随意契約に限っては、「契約の相手方を選定した理由」の公表が必要となります。なお、公表は、契約主管課が取りまとめの上、HPにて行います。

（入契適正化法による公表内容）※1

公表内容	発注見通し（変更）の公表	契約締結事項の公表
根拠法令	・入契適正化法第7条 ・入契適正化法施行令第5,6条	・入契適正化法第8条 ・入契適正化法施行令第7条第2項
対象	予定価格が250万円超の公共工事（建設工事）	
法令上で規定する項目（入札関連の項目は除外※1）	①公共工事の名称 ②場所 ③期間 ④種別　※発注種別 ⑤概要 ⑥契約の方法 ⑦契約締結時期	①契約の相手方の商号又は名称及び住所 ②公共工事の名称、場所、種別及び概要 ③工事着手の時期及び工事完成の時期 ④契約金額 ⑤契約の相手方を選定した理由 ⑥変更の理由
市のHPにおける公表項目（実務上の公表項目）	①発注機関 ②所属 ③入札方式 ④工種業種 ⑤工事名 ⑥工事場所 ⑦工事概要 ⑧案件期間 ⑨発注・入札予定時期	①発注課 ②契約の相手方の商号又は名称、住所 ④契約の名称（工事名、場所、種別、概要） ⑤契約時期 ⑥工事完成時期 ⑦金額 ⑧随意契約理由※2
公表方法	閲覧又はインターネットHP	
公表時期	4月1日	遅滞なく
公表期間	当該年度の3月31日まで	1年間経過するまで
変更の場合	10月1日に変更後の発注見通しの公表を実施	※2　契約金額の変更を伴う変更契約の場合には、「変更の理由」も公表する。

（入契適正化法による随契公表スケジュール）

根拠＼公表時期	4月	7月	10月	1月
入契適正化法による公表	○発注見通し ▸当初分		○発注見通し ▸見直し後	
	○契約締結事項 ▸1～3月契約分	○契約締結事項 ▸4～6月契約分	○契約締結事項 ▸7～9月契約分	○契約締結事項 ▸10～12月契約分

※１【公表対象】
・入札も公表対象となっていますが、本ガイドラインの作成趣旨に基づき、本頁では、入札に関する部分は除外し、随意契約の公表にのみ限定しています。

※２【随意契約の理由】
・随意契約における「契約相手方の選定理由」については、単に政令167条の2第1項の該当号を示すのみでなく、契約事務の適正化及び透明性を確保のため、個々の契約において、当該業者の選定に至った具体的理由を明記する必要があります。

②政令第167条の2第1項第3号による公表

3号随契は、政令において、「普通地方公共団体の規則（契約規則）で定める手続」を経ることが義務となっています。

契約規則においては、❶「発注見通し」❷「契約締結前の契約内容」❸「契約締結後の締結状況」の各内容の公表が、「規則で定める手続」として規定されています。

（政令第167条第3号による公表内容等）

公表内容	発注見通しの公表	契約内容の事前公表	契約締結後の公表
根拠法令	政令第167条の2第1項第3号 契約規則第13条の4（随意契約の手続）		
対象	①障害者施設等において製作された「物品の買入れ」 ②障害者支援施設及びシルバー人材センター等からの「役務の提供」 ③母子父子福祉団体等又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設が行う事業で「一定の者に係る役務の提供」		
契約規則で規定する公表項目	・発注見通しの公表 ※公表すべき項目について具体的な規定なし	①契約の内容 ②契約の相手方の決定方法及び選定基準 ③申請方法 ④その他	・契約の締結状況 ①契約の相手方となった者の名称 ②契約の相手方とした理由 ③その他
市のHPにおける公表項目（実務上の公表項目	①契約の名称 ②契約の内容 ③契約の発注時期 ④契約の相手方の決定方法 ⑤選考基準 ⑥担当課		①契約の名称 ②契約の内容 ③契約相手の名称 ④契約日 ⑤契約金額 ⑥契約の相手方とした理由 ⑦担当課
公表方法	インターネットHP		
公表時期	前年度の3月末		6月中旬
公表期間	特段の規定なし　※1年程度を目安		

（3号随契による公表スケジュール）

根拠＼公表時期	3月	6月
政令167条の2①Ⅲによる公表（3号随契）	○発注見通し	
	○契約内容の事前公表　※契約前	○契約結果の公表　※契約締結年度

【4号による公表】

・政令第167条第1項第4号についても、「地方公共団体の規則で定める手順」として、契約規則により3号と同様の公表が義務付けられています。

なお、4号については本市で該当がないため、本頁では省略しています、

5． 政令第167条の2第1項各号

政令第167条の2第1項各号の適用判断

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外として、政令第167条の2第1項第1号から第9号の各号の要件に該当し、必要性が認められる場合に限り許されているものです。しかしながら、該当要件については抽象的な記述に留めており、その適用については、担当者が個々具体的に判断する必要があります。

そのため、解釈のばらつきや恣意的な判断が生じることのないよう本ガイドラインにおいて、市における統一的な指針を示すものですが、これは、あくまで基本的な考え方と該当例を示した内規に過ぎません。最終的な判断については、契約案件における個別の事情を明らかにした上で、原則に基づき総合的に判断して下さい。

（随意契約（政令第167条の２第１項各号）適用一覧）

該当号	俗称	詳細
第1号	少額随契	少額の契約（契約規則「別表」の規定額以下）
第2号	不適条項	その性質又は目的が競争入札に適しないもの。
第3号	特定の施設等からの買入・役務提供	特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
第4号	新商品の買入れ	新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき
第5号	緊急随契	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号	不利条項	競争入札に付することが不利
第7号	有利な価格	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第8号	不落随契	競争入札に付し入札者又は落札者がないとき
第9号	契約未締結	落札者が契約を締結しないとき

特記事項

▶１号事由の優先適用※1

・1号が他の号と競合した場合については、重複適用せず、１号が優先します。

▶該当号の単独適用

・随意契約の根拠（該当号）を複数とすることはできません。必ず該当号を限定してください。

▶見積書の提出

・随意契約の見積書の提出は、契約の申込みとしての性格を有するものであり、原則として見積書の徴取を省略することはできません。

※１【１号事由の優先適用（３，４号との競合）】

・3号及び4号は、平成16年度の政令改正で後から追加された政策的事由です。その趣旨を鑑み、市では、3号及び4号が1号と競合した場合に限り、「1号事由の優先適用」の例外とすることも可とします。

【国と地方公共団体の違い】

・地方公共団体の随意契約における政令の規定（政令第167条の2第1項）は、非常に抽象的な記述に留まっています。よって、各号に該当するかは、判断が恣意的にならないよう留意したうえで、担当者が個別に判断することになります。

・一方、国の随意契約については、予決令にその定めがありますが、地方公共団体の規定と異なり、具体的な記述となっています。そのため、市が判断する場合の参考とすることも可能ですが、国独自の規定で地方公共団体にはそぐわないものもあるため注意が必要です。

5-1 少額の契約（1号）

5. 政令第１６７条の２第１項各号

（政令第167条の2第1項第1号）

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額※1を超えないものをするとき。

解説

本号は事務量の増大により、能率的な行政運営を阻害しないよう「契約事務の簡略化・合理化」という趣旨で認められたものであり、契約規則第13条に規定された予定価格（税込）以下のものに適用することができます。

なお、本号に該当する予定価格内であっても競争入札に付することを禁じるものではありません。

適用判断基準

予定価格が契約規則第13条（別表）で定める随意契約によることができる額以下か。

（1号随契の適用範囲）

種類	予定価格（税込）	備考
⑴工事又は製造の請負※2	130万円以下	・「建築物等の修繕」は工事に該当 ・「印刷製本」は製造の請負に該当
⑵財産※3の買入れ	80万円以下	
⑶物件※3の借入れ	40万円以下	・複数年の場合は総額で判断
⑷財産※3の売払い	30万円以下	
⑸物件※3の貸付け	30万円以下	
⑹前各号に掲げるもの以外のもの	50万円以下	・「機械類の修繕」は本号に該当 ・①「請負（工事及び製造の請負を除く）」と②「役務の提供」が該当 （一般的に①②を委託※4と称しています。）

※１【普通地方公共団体の規則で定める額】
・桶川市は契約規則第13条の別表（本頁中段）で政令が示す上限額と同額としています。なお、県及び指定都市（人口50万人以上）では上限が異なります。

※２【製造の請負】
・製造の請負は契約時点では存在しない物品を製造し、所有権を移転するものであり、売買は、既に存在する物品の所有権移転であるという点で異なります。また、原版からの印刷や既に印刷したものの増刷、また航空写真を元にする地図の作成なども製造の請負（印刷製本）に該当します。
なお、「デザイン」「文面作成」「設計図作成」等の頭脳労働等の成果については、製造の請負とはならず、業務委託となります。

※３【財産と物件】
・財産・・・・有体物（土地、建物、機械、器具その他）のみです。
・物件・・・・有体物のほか、無体財産（地上権、特許権等）等一切の権利を含みます。

特記事項

▶１号事由の優先適用

・本号と競合した場合については、「契約事務の簡略化」から重複適用せず、１号が優先します。そのため２号以下の理由を検討する必要はありません。（3号及び4号は例外とする。）

▶複数年契約の判断基準

・物件の借入れ等、複数年に及ぶ契約については、年額か総額で判断することとなりますが、市においては、契約期間の総額にて判断しています。

▶単価契約の判断基準

・単価契約については、数量を予定することが無意味なものや物理的に不可能なものを除いては、予定数量を算定し、その契約総額で判断することとなります。

▶細分化の禁止

・本号の該当とするため、故意に契約を細分化することは、脱法行為であり違法となります。

※４【業務委託（契約）とは】

・業務委託とは、一般的には業務（事務、事業等）を外部に依頼することを言いますが、民法では、「委託」ではなく、「請負」と「委任」の規定のみが存在します。

①「請負」・・・当事者の一方がある仕事の**完成を約し**、相手方がその**仕事の結果に対して報酬を支払う**ことを内容とする契約のこと（民法第632条）

②「委任」・・・当事者の一方が**法律行為をすることを相手方に委任**し、相手方がこれを**行うこと**を内容とする契約のこと（民法第643条）

つまり、我々が一般的に委託としているものは、法的には、「請負契約」、「委任契約」又はその混在型の3つに分類されることになります。成果を求められる「清掃委託」、「警備委託」、「エレベーター保守委託」などが「請負契約」に該当し、単なる役務の提供であるものは、「委任契約」に該当します。

5-2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（2号）

5. 政令第１６７条の２第１項各号

（政令第167条の2第1項第**2**号）

①不動産の買入れ又は借入れ、②普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い③その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの※1をするとき。

解説

本号は、契約の相手方が特定される場合や契約の締結を秘密にすることが必要な場合など、競争入札の方法によっては、契約の締結が不可能又は著しく困難な場合が該当します。

政令中、①、②及び③は、あくまで「競争入札に適しないもの」の例示であり、③「その他の契約」には、委託契約なども当然に含みます。また、「その性質又は目的」は、「契約内容」と解されています。

適用判断基準（❶❷の両方に該当）

❶「その性質又は目的（＝契約の内容）が競争入札に適しないもの」※1であるか。

❷当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であり、契約目的を達成するための履行条件を満たす者が契約時点で特定されているか。

適用参考事例

【共通事項】

- ① 国又は地方公共団体との直接契約の場合
- ② 企画提案方式等、業務の内容が入札に適さない場合

【工事等】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないと認められる工事
  - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要があると認められる工事
  - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等、施工者が特定される補修、増築等の工事
  - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等をする必要があると認められる工事
  - エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

※１【その性質又は目的が競争入札に適しないもの】

・競争入札の方法によっては、「当該契約がその目的を達することができない」、又は「契約行為自体が無意味になってしまう」場合のことをいいます。

なお最高裁では、次のように判断基準を示しています。

『「契約の性質から相手方が特定の者に限定される場合」や「契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合」など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合が該当するものであり、その決定については、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して契約担当者が合理的な裁量判断により行うものです。（最高裁判例より）』

② 施工上の経験、知識を特に必要とするもの又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があると認められる工事

ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならないと認められる工事

イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等をする必要があると認められる工事

ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があると認められる工事

③ 企画提案方式等により契約の相手方を予め特定している工事

【物品・委託】

① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合

・契約規則第１３条の２（郵便切手､郵便葉書､収入印紙､その他）

② 市の行為を秘密にする必要があると認められる

・試験問題の印刷物の発注等

③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないと認められる場合

・不動産の買入れ等

④ 特殊の性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊の技術（特許等）を必要とすると認められる場合

・市有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合等

⑤ 市が試験をするため物品の製造等をさせる必要があると認められる場合

・特殊な規格、品質等が要求される場合等

⑥ 特定のものでなければ役務を提供することができないと認められる場合

・特殊な技術を用いて設計･施工した施設･設備の保守･点検業務の場合等

⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する必要があると認められる場合

⑧ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのあると認められる場合

⑨ 法令等により契約の相手方が特定されていると認められる場合

⑩ 施設の維持管理において、他の施設（市以外の者が所有管理する施設を含む）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する必要があると認められる場合

⑪ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たす者が１者に特定されると認められる場合

⑫ 企画提案方式等により選考された者と契約する必要があると認められる場合

⑬ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う必要があると認められる場合(この場合単年度の契約とする)

特記事項

▶特許の有用性の説明

・特許などの特殊な技術等を所持している事業者しか実施できない案件を発注する場合については、本号の適用として問題ありません。ただし、契約目的を達するためには、その方法が「最も適当である。」と説明する必要があります。

▶同一のものが他に存在しないこと

・本号が適用されるのは、「特定のものに限定」され、同一のものが他に存在しない場合です。特殊なものであっても概ね同様のものが他に存在する場合には、品質や機能等についての多少の差異を理由として本号の適用とするのは適切ではありません。

▶公募型プロポーザル方式の場合

・公募型プロポーザル方式での発注については、「発注者である自治体が求める内容について、提案者以外から調達することは不可能である」ため、本号が適用されることとなります。

▶政策目的での適用

・地域の活性化など、公共的な目的を持った土地の売却（企業誘致等）については、本号に該当するものとして随意契約することが可能です。また、産業の保護奨励や農業振興等の場合についても、本号が適用される余地があります。

▶取扱い業者が特定される場合

・株式における証券の売買など、特定の事業者に取引が限定されるものであり、入札に付する余地がないものに関しては本号の該当となります。

【複数見積徴取の例外】

・見積書は、契約の公平性・経済性を確保するため、原則として複数の者からの徴取が必要です。しかしながら、先に竣工した工事に近接して追加発注される同一者が施工する関連工事や契約の相手方となるべきものが事実上1者しかいない場合など、複数の者から見積書を徴取することが相当ではない特殊な場合においては、この限りではありません。

【2号と6号の違い】

・本号は、その者以外に履行させることが難しく、履行条件を満たすものが特定される場合、いわゆる特命随契（1者契約）の場合に多く適用されるものです。唯一性という点で6号とは性質を異にするものです。

5-3 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき（3号）

5. 政令第１６７条の２第１項各号

（政令第167条の2第1項第3号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する①障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十七項に規定する②地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する③障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは④小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくは⑤これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者※1若しくは⑥生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において❶①~⑥において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続※2により買い入れる契約◂、①障害者支援施設、②地域活動支援センター、③障害福祉サービス事業を行う施設、④小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定する⑦シルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定する⑧シルバー人材センター若しくは⑨これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者※1から普通地方公共団体の規則で定める手続※2により❷①~④,⑦~⑨から役務の提供を受ける契約◂、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する⑩母子・父子福祉団体若しくは⑪これに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者※1(以下この号において「⑩母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る❸役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続※2により⑩⑪から受ける契約◂又は⑫認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る❹役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続※2により⑫から受ける契約◂をするとき。

解説

本号は、地方公共団体から制度改正について意見が提出されたことを契機として「地方公共団体の政策」や「事業者の事情」を考慮し、平成16年度の政令改正により4号と共に新たに追加された規定です。

政令に列挙された「特定の施設等からの物品の買入れ」又は「役務の提供」についてのみ、適用されるものであり、更に「普通地方公共団体が規則で定める手続」によることが必須条件となります。

適用判断基準（❶❷の両方に該当）

❶次に該当する「物品の買入れ」又は「役務の提供」か。

ア 「障害者支援施設等（①～⑥）」において製作された「物品の買い入れ」

イ 「障害者支援施設（①～④）＋シルバー人材センター等（⑦～⑨）」からの「役務の提供」

ウ「母子・父子福祉団体等⑩⑪」が行う事業※3により受ける「役務の提供」

エ「認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設⑫」が行う事業※4により受ける「役務の提供」

❷「普通地方公共団体の規則で定める手続※2」による契約か。

特記事項

▶法令に違反した契約の有効性

・契約規則の規定は、法の規定を受けた政令の授権に基づくものであり、規則に違反した契約は、法第234条第2項及び政令第167条の2第1項第3号（第4号）の法令に違反する違法な契約となります。

ただし、違法といっても手続における一部の不備にすぎず、無効とするほどの事情が認められない限りは、契約自体は有効であり、公金支出についても違法とはなりません。

※１【準ずる者として認定を受けた者】

・生活困窮者が主たる被使用者となり行う事業に限定されます。

「準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたもの」については、自治規則第12条の2の4の規定があり、「認定基準の定めと公表」「（基準決定の）二人以上の学識経験者の意見聴取」「（認定に際しての）二人以上の学識経験者の意見聴取」が必要となります。

※２【普通地方公共団体の規則で定める手続】

・必要な手続については、契約規則第13条の4において以下のとおり規定しています。

①「発注見通し（予定）の公表」

②「契約締結前の契約の内容等の公表」

③「契約締結後の契約の内容等の公表」

※①～③まで全て必須です。なお、年度当初契約分については、契約主管課が3月に全課照会を実施し、集計した上で、公表を実施しています。

※３【母子・父子福祉団体等が行う事業】

・配偶者のない児童扶養者及び寡婦が主たる被使用者となり行う事業に限定されます。

※４【認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設が行う事業】

・生活困窮者が主たる被使用者となり行う事業に限定されます。

【障害者施設等の該当】

・3号随契の公表については、契約管財課が全庁的に対象の照会を実施し、対応していますが、これとは別に障害福祉課が「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の規定に基づき、「桶川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針について」を作成し、発注目標を設定したうえで、調達契約結果について県への実績報告と公表を行っています。この契約が本号に該当し、公表の義務が生じる可能性があるため、毎年確認が必要です。

なお、近年は、「自主製作物品ではないため非該当」等の理由で本号の該当にはなっていません。

5-4 新規事業分野の開拓事業者からの新商品等を調達する契約をするとき（4号）

5. 政令第１６７条の２第１項各号

（政令第167条の2第1項第4号）

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定※1を受けた者が①新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続※2により①買い入れ若しくは②借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者※1から普通地方公共団体の規則で定める手続※2により③新役務の提供を受ける契約をするとき。

解説

3号と同様に、平成16年度の制度改正で追加された政策的規定であり、政令に基づき新たな事業分野の開拓事業者として市長の認定を受けた者が、新商品の買入れ若しくは借入れ又は新役務の提供を受ける契約をするときにのみ適用されます。

本号は、政令で定める手続を経ることにより地方公共団体の契約の原則である公正性、経済性、透明性等が確保され、また、特定の者が生産した新商品の買い入れ、もしくは借入れ又は新役務の提供が、地方公共団体にとって経済性の確保に繋がるものであるとして制度化されたものです。

なお、認定については、①「実施計画の提出」や②「学識経験者の意見聴取」などが必要となります。

適用判断基準（❶❷の両方に該当）

❶「地方公共団体の長の認定※1を受けた者」が生産する①「新商品の買入れ」、もしくは②「借入れ」か、又は、「地方公共団体の長の認定を受けた者」から受ける③「新役務の提供」か

❷「普通地方公共団体の規則で定める手続※2」による契約か

特記事項

▶桶川市の適用事例

・過去において、桶川市では、該当案件はありません。

※１【普通地方公共団体の長の認定】

・地方公共団体の契約の相手方として認定する手続きは、自治規則第12条の3に規定されています。基本的には、新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（実施計画）を提出させ、その内容について、次のとおり適合確認を行います。

①新商品が既存の商品とは著しく異なる使用価値を有するか。

②技術の高度化、経営の能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与するか。

③「新商品の生産等の実施方法」「実施に必要な資金の額」「その調達方法」が適切であるか。

・認定に当たっては、二人以上の学識経験者の意見聴取が必要であり、実施計画には、「新商品の生産等の目標」「新商品の内容」「新商品の生産等の実施時期」「新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法」の記載が必要です。

※２【普通地方公共団体の規則で定める手続】

・第3号と同様です。

5-5 緊急の必要によるもの（5号）

5. 政令第１６７条の２第１項各号

（政令第167条の2第1項第**5**号）

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

解説

本号が適用される場合は、競争入札では時期を失し、あるいは契約の目的を達することができなくなり、経済上甚だしく不利益を被るときです。なお、緊急の必要があるかどうかは、客観的事実に基づき、個別具体的に認定することとなります。

適用判断基準（❶❷の両方に該当）

❶「緊急の必要」があるか。
❷「入札に付すること」ができないか

適用参考事例

【工事等】

① 緊急に施工しなければならない工事であり、かつ、競争入札に付す時間的余裕がないと認められる場合

- ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
- イ 電気、機械設備等の故障、施設等の損壊または不具合に伴う緊急復旧工事
- ウ 災害の未然防止のための応急工事

【物品・委託】

① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れを緊急に実施する必要があると認められる場合

② 水道・下水道施設等の設備機能等の故障により、緊急に機能を復旧する必要があると認められる場合

③ 感染症の発症により、蔓延防止のための薬品や衛生材料の買入れを緊急に実施する必要があると認められる場合

④ ＯＡシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じると認められる場合

⑤ 自然災害等により、緊急に調達の必要があると認められる場合

⑥ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止に伴う資材運搬や警備等を緊急に実施する必要があると認められる場合

⑦ 堤防、橋りょう、遊具等の点検などの災害の未然防止のための業務を緊急に実施する必要があると認められる場合

⑧ 電気、機械設備等の故障、施設の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の安全性を損なうと認められる場合

⑨ 公の秩序維持のための警備に関連する業務や災害発生時の住民避難に関する業務を緊急に実施する必要があると認められる場合

⑩ 解散による選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短く、緊急に必要とする備品を調達する必要があると認められる場合

特記事項

▶客観的性質からの緊急性

・単に内部の事務作業等の遅れなどのため、競争入札に付することができないという理由で本号の該当とするのは不適当です。あくまで、客観的性質による緊急性の説明が必要となります。

▶災害等による入札の中止

・入札に付したが、災害等による不測の事態の発生により入札が実施されなかった場合で、再度公告入札に付することが困難な理由（入札準備を行う時間がない等）がある場合については本号の適用とすることが可能です。

▶経済的合理性への配慮

・本号を適用する場合でも、契約の時期を逸しない範囲で、可能な限り複数の事業者から見積りを徴取するなど、経済的合理性についての配慮が必要です。

【緊急の判断基準】

・緊急の必要性の判断については、客観的な事実に基づいて個々具体的に行うこととなるため、一律にその基準を設けることはできません。しかしながら、例えば、焼却炉の故障に伴う補修工事など、特に『市民生活』に対しどの程度の影響があるのか、という視点で判断することは、十分に本号該当の根拠になるものと考えられます。

5-6 競争入札に付することが不利なもの（6号）

5. 政令第１６７条の２第１項各号

（政令第167条の2第1項第**6**号）

競争入札に付することが不利と認められるとき。

解説

本号でいう「不利」とは、主に経済性における有利・不利であり、随意契約とすることが競争入札に付するより「価格面」において有利となるか否かが適用の判断基準となります。ただし、価格面のみではなく、これ以外にも「業務の品質」、「履行期間」、「安全性」などの見地から判断することも重要であり、いずれの場合においても不利と認められる具体的な理由を明示することが求められます。

適用判断基準（基本例示であり、❶❷❸以外も可能性あり）

❶追加の工事及び委託等において、契約履行中の者に履行させることが、「履行期間の短縮」、「経費の削減の確保」、「安全性の確保」など、有利と認められる場合

❷早急に契約を締結しなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないといった恐れがある場合

❸契約の履行に当たり必要となる（収集又は取得に相当の期間を要する）データ、知識、技術等を有する特定の者と契約することが有利と認められる場合

❹複数単価契約等で競争入札に付することが不可能な場合

適用参考事例

【工事等】

① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合

ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事

イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

② 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備は引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事

イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事競争入札に付することが不利と認められるとき。

【物品・委託】

① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合

ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった業務

イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務であること。

② 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる場合

③ 契約金額以外の条件が市にとって不利となる場合（品質・性能等の要素が業者によって異なる場合等）（運送、保管等の際の地理的条件等により市に不利となる場合等）

④ 複数単価契約等により、競争入札に付することが不可能な場合

⑤ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合

⑥ 機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない場合

ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確であること。

イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難となることや責任区分があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確であること。

⑦ 複合施設の共有部分の清掃業務（第三者発注）等の受注者に専用部分の業務を委託する場合

特記事項

▶追加発注における厳正運用

・追加工事については、本号を適用して、本体工事の受注者に履行させることが可能ですが、当初より、付帯する工事の発注を予想して本体工事を安価で落札し、追加工事において利益を得るといった不適切な契約が行われる可能性があります。

そのため、追加工事について本号を適用するときは、「当初予期し得なかった事情の変化等によるもの」や「本体工事との密接な関連性があり、現在施行中の事業者に履行させる方が有利（工期の短縮、経費の削減等）である場合」に限定するなど、厳正な運用が求められます。

▶コストの検証による判断

・施設の機械警備業務について、業者変更により施設の機器類の入替えが発生し、その間、施設を維持管理するうえで安全性等の問題が生じるような場合は、契約額が従来と同等であれば本号の適用とすることができます。また、印刷物の入札において、追加発注における単価の提示を条件に付していた場合、その追加分については、原版等の作成費用など、価格面での有利性を考慮し、本号の適用とすることが可能です。

【２号と６号の違い】※2号説明ページにも掲載

・本号は、見積相手方が1者となる場合があり、2号と類似していますが、2号はその者しか履行できない場合であるのに対し、本号は履行者が極めて限定されるものの、履行者の唯一性が絶対であるとは言えないなどの特徴があります。

【競り】

・市場における「競り」については、その場において、即時の判断を伴うものであり、契約時期を失する場合として本号該当による契約となります。

5-7　時価に比して著しく有利な価格で契約することができるとき（7号）

5. 政令第１６７条の２第１項各号

（政令第167条の2第1項第7号）

時価に比して著しく有利な価格※1で契約を締結することができる見込みのあるとき。

解説

本号の適用は、品質、性能等に問題がないことは言うまでもなく、価格面において競争入札に付した場合の契約よりも有利となることを明らかにする必要があります。よって、他の事業者から見積書を徴取するなど市場調査を行い、価格面の有利性を明らかにする等の慎重な対応が求められます。

なお、価格の有利性の程度については一律に決めることはできず、契約担当者が個々具体の事例に即して判断することとなります。

適用判断基準（❶❷の両方に該当）

❶品質、性能等が他の物件と比較して問題がないか。

❷競争入札に付した場合よりも有利な価格で契約することができると認められるか。

適用参考事例

【工事等】

① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することが認められる場合

② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

【物品・委託】

① ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合

② 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

※１【著しく有利な価格】
・本号の適用は、「著しく」との記述があるため、経済性が過小である場合には、本号を適用すべきではありません。

5-8 競争入札に付し入札者又は落札者がないとき（8号）

5. 政令第１６７条の２第１項各号

（政令第167条の2第1項第8号）

①競争入札に付し入札者がないとき、又は②再度の入札に付し落札者がないとき。

解説

一般的に「不落随契」と呼ばれるもので、一般競争入札、指名競争入札を問わず①競争入札で入札者がいない場合※1、または、②再度入札で落札者がいない場合に限って適用されます。なお、本号の規定による契約をする場合、競争入札時に定めた「予定価格」及び「（契約保証金及び履行期限を除く）その他の条件」を変更することはできません（令167条の2②）。

適用判断基準（❶❷のいずれかに該当）

❶競争入札に付し入札者がないとき

❷再度の入札に付し落札者がないとき

特記事項

▶入札時に定めた条件の変更禁止

・競争入札時に設定した「予定価格」と「（契約保証金および履行期限を除いた）その他の条件」の変更は認められません。（令167条の2②）

▶入札参加者以外との契約

・競争入札参加者を本号適用の随意契約の対象者としなければならないといった自治法上の規定は特にありませんが、市では、速やかに同号を適用した契約をするため、桶川市競争入札執行要領において「最低の価格をもって入札した者」から見積書を徴取※2するとしています。

▶類推適用の禁止

・本号を適用するためには、当該案件にて必ず入札の手続を経ることが必要です。過去に類似の案件で入札がなかったことを理由に本号の適用はできません。

▶不落後から契約までの容認期間

・不落後から随意契約するまでの期間について、特段の規定はありませんが、本号は、再度公告からのやり直しでは、契約の目的が達成されない場合を想定し、事務の迅速性や簡素化を考慮し規定されたものです。そのため、入札終了後、期間が空くことは望ましくありません。

▶再度公告入札の検討

・改めて競争入札とする時間的余裕がある場合は、入札参加者へのヒアリング等を行い、不調原因等を分析し、条件変更による再度公告入札※3を実施してください。なお、災害等を原因とする交通機関の麻痺等が原因の場合も、本号の適用とせず、後日、入札を実施すべきです。

▶分割契約

・「予定価格」又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することが可能です。（令167条の2④）

※１【競争入札に付し入札者がないとき】

・桶川市の場合、入札者が1者になった時点で、競争性の観点から入札をとりやめています。そのため、「競争入札に付し入札者がないとき」に該当するものとして、本号が適用されるケースは極めて稀です。

※２【不落随契適用の実務処理】

・本号の適用案件については、執行伺い起案時の添付書類（概要）に、条件として「不落随契あり」と付し、不落随契対象案件として入札します。これにより再度入札の結果、落札者がいない場合においては、同会場にて速やかに入札主管課により最低価格入札者からの見積書の徴取が実施されます。

※３【再度公告入札と再度入札】

・再入札は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられます。「再度入札」は、初度入札において落札者がいない場合、第1回目と同条件で直ちに実施する入札のことであり、「再度公告入札」は、改めて公告し別個の入札として実施するものです。本号でいう「再度の入札」は、「再度入札」のことです。

5-9 競争入札において落札者が契約を締結しないとき（9号）

5. 政令第１６７条の２第１項各号

（政令第167条の2第1項第9号）

落札者が契約を締結しないとき。

解説

・入札が終了し、落札者が決定した後に、当該落札者が契約を締結しない場合※1において、落札価格の範囲内で他者と本号の規定により随意契約することができます。

なお、履行期限を除くほか、入札時の条件（予定価格その他の条件）を変更することはできません。（令167条の2③）これは、落札者による「有利な条件での随意契約締結を目的とした不当な辞退」により、地方公共団体が不利益を被ることを防止する意図があります。

適用判断基準（❶❷の両方に該当）

❶落札者に契約の意思がないこと。

❷落札金額の範囲内での契約※2が可能であること。（政令第167条の2③）

特記事項

▶入札時に定めた条件の変更禁止

・最初に、競争入札に付するときに定めた条件で変更が認められているのは、履行期限のみであり、それ以外の変更はできません。（令167条の2③）

また、8号で認められていた「契約保証金」の変更についても本号では認められておらず、その点で取扱いを異にするものです。

▶分割契約

・8号と同様、分割契約を適用することが可能です。

※１【契約を締結しないとき】

・契約書の作成時を契約成立日としているため、「契約を締結しないとき」は、「契約書を作成しないとき（作成拒否）」と同義となります。

※２【落札金額の範囲内での契約】

・辞退の原因は、入札額の錯誤（桁間違い等）によるものが大半であり、落札金額（錯誤金額）が予定価格を大幅に下回る結果となるため、落札価格の範囲内での契約は困難な場合が多く、近年、桶川市において適用案件はありません。

【契約辞退の場合の対応】

・落札者が契約を辞退した場合は、桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づき「不正又は不誠実行為」として指名停止の対象となります。

６． 法令集（参考資料）

地方自治法❶（96条・212条～214条）

第九十六条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一　条例を設け又は改廃すること。

二　予算を定めること。

三　決算を認定すること。

四　法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

五　その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六　条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七　不動産を信託すること。

八　前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九　負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十　法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一　条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二　普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三　法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四　普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五　その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

②　前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(継続費)

第二百十二条　普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。

２　前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

(繰越明許費)

第二百十三条　歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

２　前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

(債務負担行為)

第二百十四条　歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

第六節　契約

(契約の締結)

第二百三十四条　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2　前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3　普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4　普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5　普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6　競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2　普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(長期継続契約)

第二百三十四条の三　普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

第六節　契約

(指名競争入札)

第百六十七条　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二　その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三　一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一から九まで省略（本編参照）

2　前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3　第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4　前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

第百六十七条の三　地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第百六十七条の五　普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第百六十七条の五の二　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(一般競争入札の公告)

第百六十七条の六　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

(一般競争入札の入札保証金)

第百六十七条の七　普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

2　前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供をもつて代えることができる。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第百六十七条の八　一般競争入札の開札は、第百六十七条の六第一項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

3　入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4　普通地方公共団体の長は、第一項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第百六十七条の十第二項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第百六十七条の九　普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第百六十七条の十　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

第百六十七条の十の二　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

3　普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

4　普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

5　普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6　普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

（指名競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の十一　第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2　普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3　第百六十七条の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（指名競争入札の参加者の指名等）

第百六十七条の十二　普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2　前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

3　第百六十七条の六第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

4　普通地方公共団体の長は、次条において準用する第百六十七条の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について第二項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第百六十七条の六第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

（指名競争入札の入札保証金等）

第百六十七条の十三　第百六十七条の七から第百六十七条の十まで及び第百六十七条の十の二(第六項を除く。)の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

（せり売りの手続）

第百六十七条の十四　第百六十七条の四から第百六十七条の七までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

（監督又は検査の方法）

第百六十七条の十五　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行わなければならない。

3　普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4　普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

（契約保証金）

第百六十七条の十六　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2　第百六十七条の七第二項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第百六十七条の十七　地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

地方自治法施行令❺(121条の2)

第百二十一条の二　地方自治法第九十六条第一項第五号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

②　地方自治法第九十六条第一項第八号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第三（第百二十一条の二関係）

工事又は製造の請負	都道府県	千円 五00，000
	指定都市	三00，000
	市（指定都市を除く。辞表において同じ。）	一五0，000
	町村	五0，000

別表第四（第百二十一条の二関係）

不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が都道府県にあつては一件二万平方メートル以上、指定都市にあつては一件一万平方メートル以上、市町村にあつては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	都道府県	千円 七0，000
	指定都市	四0，000
	市	二0，000
	町村	七，000

地方自治法施行規則(12条の3)

第十二条の三　普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供(以下この条において「新商品の生産等」という。)により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下本条において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一　当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務(以下この条において「新商品等」という。)が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二　当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

三　第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画(新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)から提出された実施計画に限る。)を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3　実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

一　新商品の生産等の目標

二　新商品等の内容

三　新商品の生産等の実施時期

四　新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

4　普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。

5　前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。

6　普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画(第四項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの)に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

7　普通地方公共団体の長は、第一項の規定により新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。

8　前項の規定は、第四項の実施計画の変更について準用する。

民法（522条、632条、643条）

（契約の成立と方式）

第五百二十二条　契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

２　契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

（請負）

第六百三十二条　請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

（委任）

第六百四十三条　委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（7条～9条）

（地方公共団体による情報の公表）

第七条　地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

２　地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条　地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一　入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二　契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第九条　前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令❶（5条～7条）

（地方公共団体による発注の見通しに関する事項の公表）

第五条　地方公共団体の長は、毎年度、四月一日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事(予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

一　公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要

二　入札及び契約の方法

三　入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)

2　前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

一　公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

3　前項第二号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。

4　第二項第二号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の三月三十一日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

5　地方公共団体の長は、少なくとも毎年度一回、十月一日を目途として、第一項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第六条　前条第二項から第四項までの規定は、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

（地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

第七条　地方公共団体の長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一　地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「自治令」という。)第百六十七条の五第一項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

二　自治令第百六十七条の十一第二項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

三　指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2　地方公共団体の長は、公共工事(予定価格が二百五十万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。)の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号から第八号までに掲げる事項にあっては、契約の締結前に公表することを妨げない。

一　自治令第百六十七条の五の二の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

二　一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

三　指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

四　入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)

五　落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)

六　自治令第百六十七条の十第一項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

（地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

第七条

２（前頁の続き）

七　自治令第百六十七条の十第二項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

八　自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)又は自治令第百六十七条の十三において準用する自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行った場合における次に掲げる事項

イ　当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

ロ　自治令第百六十七条の十の二第三項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準

ハ　自治令第百六十七条の十の二第一項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

ニ　自治令第百六十七条の十の二第二項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

九　次に掲げる契約の内容

イ　契約の相手方の商号又は名称及び住所

ロ　公共工事の名称、場所、種別及び概要

ハ　工事着手の時期及び工事完成の時期

ニ　契約金額

十　随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

３　地方公共団体の長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第九号ロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

４　前三項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。

５　第五条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

６　第二項又は第三項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日(第二項第一号から第八号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日)の翌日から起算して一年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

（発注者等の責務）

第七条　発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一　公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二　入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三　災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあっては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあっては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

四　その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

五　地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。)又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六　公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

七　設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律❷（7条）

八　公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

九　必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2　発注者は、公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3　発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

4　発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5　国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（2条）

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四　特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合(以下「組合」という。)

２　この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人

二　設立の日以後の期間が十年未満の会社

３　この法律において「国等」とは、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。

（会社及び個人）
・会社においては、(A)および(B)のいずれかの要件を充足しているもの
・個人においては、(B)の要件を充足しているもの

業種	（A）資本金の額又は出資の総額	（B）常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②~④に掲げる業種を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（1条～2条）

（定義）

第一条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下「法」という。)

第二条　第一項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	（A）資本金の額又は出資の総額	（B）常時使用する従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	300人以下

２　法第二条第一項第四号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　事業協同組合
二　事業協同小組合
三　協同組合連合会
四　商工組合
五　商工組合連合会
六　商店街振興組合
七　商店街振興組合連合会

（組合）　　（官公需法による中小企業の定義）

①企業組合
②協業組合
③その他特別な法律によって設立された組合及びその連合会であって、次に掲げるもの。 ・事業協同組合　・事業協同小組合　・共同組合連合会　・商工組合 ・商工組合連合会　・商店街振興組合　・商店街振興組合連合会

（随意契約によることができる場合）

第九十九条　会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　国の行為を秘密にする必要があるとき。

二　予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三　予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四　予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五　予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六　予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

八　運送又は保管をさせるとき。

九　沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。

十　農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。

十一　国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。

十二　法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。

十三　非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。

十四　罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

十五　外国で契約をするとき。

十六　都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。

十六の二　慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

十七　開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。

十八　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

十九　学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

二十　産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。

二十一　公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二　土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三　事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四　法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五　国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

（指名競争に付することができる場合）

第九十四条　会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二　予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

三　予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。

四　予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。

五　予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

六　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

２　随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

（指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議）

第百二条の四　各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合において、指名競争に付そうとするとき。

二　一般競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからハまでの一に該当するとき。

イ　関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあること。

ロ　特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであつて検査が著しく困難であること。

ハ　契約上の義務違反があるときは国の事業に著しく支障をきたすおそれがあること。

三　契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

四　競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ　現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。

ロ　随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあること。

ハ　買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること。

ニ　急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五　第九十四条第一項各号に掲げる場合において、指名競争に付そうとするとき。

六　第九十四条第二項の規定により、随意契約によることができる場合において、指名競争に付そうとするとき。

七　第九十九条第一号から第十八号まで、第九十九条の二又は第九十九条の三の規定により随意契約によろうとするとき。

桶川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（全文）

（趣旨）

第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することのできる契約について定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条　長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

(1)　施設の警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約
(2)　施設の運転管理業務委託に関する委託契約
(3)　ごみ収集運搬業務委託に関する委託契約
(4)　ソフトウェアの使用許諾を伴う業務契約
(5)　事務機器及び電子計算システムの賃貸借契約
(6)　公用車の賃貸借契約
(7)　建物施設の賃貸借契約
(8)　賃貸借契約に付随する維持管理業務に関する委託契約

桶川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（全文）

（この条例の趣旨）

第1条　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第2条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条　地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（予定価格の作成）

第8条　市長は、一般競争入札に付する場合には、当該一般競争入札に付する事項に関する図面、仕様書、設計書等によつて予定価格を定め、その予定価格を記載した予定価格調書を作成し、封書にして開札の際これを開札場所に置くものとする。

（予定価格の決定方法）

第9条　予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について、定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

（随意契約によることができる額）

第13条　令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める随意契約によることができる額は、別表のとおりとする。

（見積書の徴取）

第13条の2　市長は、随意契約によろうとするときは、次の各号の一に該当するものを除き、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、郵便切手、郵便葉書、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものについては、この限りでない。

(1)　その契約の性質上特別な理由があると認められるもの

(2)　その契約の額が前条に規定する額以下のもののうち、市長が定めるもの

（随意契約の予定価格）

第13条の3　随意契約によろうとするときは、あらかじめ第8条及び第9条の規定に準じて予定価格を定め、その予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならない。ただし、別表に定める額を超えない場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

（随意契約の手続）

第13条の4　令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により、随意契約の方法により随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

(1)　契約の発注見通し

(2)　契約の名称

(3)　契約の内容

(4)　契約の相手方の決定方法及び選定基準

2　前項の規定による契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1)　契約の名称

(2)　契約の相手方となった者の名称

(3)　契約を締結した年月日

(4)　契約金額

(5)　契約の相手方とした理由

（契約書の作成等）

第14条　市長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の締結につき、契約書を作成するものとする。

2　契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1)　契約の当事者
(2)　契約の目的
(3)　契約金額
(4)　契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
(5)　契約保証金
(6)　契約金の支払の時期及び方法
(7)　前金払をしようとするときは、その旨及び前金払の率又は金額
(8)　部分払をしようとするときは、その旨並びに部分払の方法及び条件
(9)　監督及び検査
(10)　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
(11)　危険負担
(12)　かし担保責任
(13)　契約に関する紛争の解決方法
(14)　その他必要な事項

（契約書の作成を省略することができる場合）

第15条　市長は、次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

(1)　契約の内容が軽易でかつその履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が100万円を超えないとき。
(2)　物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
(3)　国又は地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。
(4)　郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これらに類する物品の購入をするとき。
(5)　購入価格についての協定が締結された物品の購入をするとき。
(6)　電気、都市ガス又は水の供給の供給を受けるとき。
(7)　電気通信役務(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。)の提供を受ける契約をするとき。
(8)　前各号を除くほか、市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2　市長は、前項第1号の規定により契約書の作成を省略する場合においては、特に軽易な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

（趣旨）

第1条　この要綱は、桶川市契約規則（昭和３９年桶川市規則第８号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、桶川市財産規則（昭和３９年桶川市規則第９号）第４５条の規定に基づき、物品の買入れ、売払い及び借入れ並びに印刷の請負（以下「物品の購入等」という。）の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般的基準）

第2条　物品の購入等に当たっては、公正性及び経済性を考慮し、適正に執行しなければならない。

２　物品の購入等に当たっては、市内業者（市内に住所又は事業所を有する事業者をいう。以下この項において同じ。）の育成を図るため、市内業者が取り扱える物品で、かつ、時価に比較し、妥当な価格が見込まれるものについては、特殊なものを除き、原則として市内業者を優先するものとする。

３　物品の購入等に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）に基づき、同法に規定する中小企業を優先するものとする。

（契約の相手方）

第3条　市は、市長の審査を受けて、登録簿に登録された事業者（以下「業者」という。）の中から物品の購入等の相手方を選ぶものとする。ただし、特殊なものについては、この限りでない。

（契約方法）

第4条　市は、物品の購入等を行うときは、指名競争入札により契約するものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項に該当する場合は、随意契約によることができる。

（予定価格）

第5条　市長は、物品の購入等を行うときは、予定価格を定め、その予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならない。ただし、対象額が契約規則別表に掲げる金額以下の物品の購入等の契約を行うときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

（業者の推薦及び選定）

第6条　物品の購入等を行おうとする課長（以下「物品主管課長」という。）は、その物品の購入等の対象額が契約規則第１３条に規定する額を超えるものにあっては、第３条に規定する登録をされた者の中から業者を推薦するものとする。

２　物品主管課長は、前項のうち、その物品の購入等の対象額が５００万円を超えるものの指名業者の推薦について、指名業者推薦書を提出しなければならない。

３　物品主管課長は、その物品の購入等の対象額が契約規則第１３条に規定する額以下のものにあっては、第３条に規定する登録をされた者の中から業者を選定するものとする。

４　第1項又は前項の場合において、物品主管課長は、購入し、又は借り入れる物品の種類、数量、金額等に応じて業者の納入実績等を勘案して、推薦又は選定をしなければならない。

別表(第13条関係第13条、第13条の3関係)

(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

桶川市競争入札執行要領（16条）

（不調時の取扱い）

第１６条　入札執行者は、再度入札によっても、なお落札者がないときは、入札を取りやめ不調とする。ただし、災害復旧等緊急を要する場合、工期等の関係で市民生活に支障を与える恐れのある場合等特別の理由がある場合は、随意契約をすることができる。

２　前項の規定による随意契約は、当該入札参加者の中から最低の価格をもって入札した者と交渉を行い見積書を提出させ、その結果、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、これをもって契約の相手方とするものとする。

桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領（9-10条）

（随意契約の制限）

第９条　市長は、入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（下請負等の禁止）

第１０条　市長は、入札参加停止期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

改正履歴

・建設工事等における随意契約の運用について（地方自治法施行令に規定する随意契約ができる場合）

作成・・・平成24年1月23日市長決裁

廃止・・・令和3年9月27日市長決裁

・桶川市随意契約ガイドライン

作成・・・令和3年9月27日市長決裁